

遺言書による相続手続きのご案内

〈説明 1〉

項目	ご説明	補足
1. 依頼人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遺言執行者 ・ 遺言執行者の選任がない場合は当金庫預金受遺者 	
2. 提出していただく書類	① 相続手続依頼書	書類は当金庫にお申出ください。
	② 遺言書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遺言保管制度（法務局）の利用がない自筆証書遺言の場合は、検認手続（家庭裁判所）が必要です。 ・ 遺言執行者を選任した場合は、遺言執行者選任の審判書謄本も必要です。 ・ 遺言公正証書は、謄本または正本をご提出ください。
	③ 遺言者が亡くなられたことが確認できる書類	法定相続情報一覧図の写し（法務局）、戸籍（除籍）謄本を提出してください。
	④ 遺言執行者または当金庫預金受遺者の印鑑証明書	「相続手続依頼書」の日付から起算して6か月以内に発行されたものをご提出ください。
	⑤ 遺言者の通帳・証書等	
	※お取引内容によっては、上記以外の書類の提出をお願いする場合があります。	
3. 「相続手続依頼書」の記入内容	① 日付欄	依頼書記入日を記入してください。
	② 相続代表者欄	代表者の方は、該当する関係にチェックいただき、おところ、おなまえ、実印による捺印をお願いします。
	③ 相続手続方法欄	「1. 遺言による手続」を指定してください。
	④ 受取方法の選択欄	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相続預金等の受取方法の該当項目にチェックいただき、お振込みの場合は、振込先の金融機関名、支店名、預金科目、口座番号、口座名義人（カタカナ）を記入してください。 ・ 現金でお受取りの場合は別途受領書（要実印）をご提出いただきます。 ※追徴金または税金が発生した場合は、払戻金より差し引きいたします。
	⑤ 取引明細および承継一覧欄（裏面）	
4. その他ご連絡事項	ご用意いただく書類は原本を提出してください。当金庫で写しをとり、原本をご返却いたします。	

桑名三重信用金庫

(2022. 8)